○津山圏域衛生処理組合技術審査会設置要綱

令和２年４月１日

津山圏域衛生処理組合訓令第１号

（目的及び設置）

第１条　し尿処理施設の適切な運転管理を図るため，津山圏域衛生処理組合技術審査会（以下「審査会」という。）を置き，その運営方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審査会は前項の目的達成のため，次の各号に掲げる事項を処理する。

⑴　汚泥再生処理センターの運営・維持管理業務委託に関し，受託者が提出する報告書等の技術的審査に関する事項

⑵　その他管理者が必要と認めた技術的審査事項

（組織）

第３条　組合及び組合構成団体の職員のうち,水処理施設等の運営･維持管理に関し,技術的な見識を有する者の中から管理者が委嘱した委員で構成する。

２　管理者は，委員の委嘱にあたっては，委嘱しようとする者の任命権者の了承を得るものとする。

（役員）

第４条　審査会に，会長及び副会長を置く。

２　会長は，津山圏域衛生処理組合事務局長を，副会長は，委員の中から互選した者をもって充てる。

（役員の職務）

第５条　会長は，審査会を総理する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。

（審査の方法）

第６条　審査会は，会長が必要と認めたときに招集しこれを主催する。

２　審査会の審査は，委員による会議その他の方法によって行う。

（秘密の保持）

第７条　何人も，審査会の会議の内容について，外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか,審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付　　則

この要綱は，令達の日から施行する。